

## り災率判定票（住居）

- 1 り災年月日 令和 年 月 日
- 2 住居建築年月 S  
H  
R 年    月 築 a 年  
 ・ aの年数は、6か月以上切上げ、6か月未満切捨て。
- 3 り災前の見積価格 A 円  
 ・ 市町村発行の固定資産評価証明書等の評価額(り災時点)を記入。
- 4 損害額
- <算出方法>
- 経年残存価格率 b %  
 ・ aと経年残存価格率表から経年残存価格率を求め、その率を記入。
- 損害部分の修復に要した費用 c 円  
 ・ 修復内容及びその費用の記載された見積書等を添付すること。  
 ・ 費用には消費税を含むこと。
- 損害額 B 円  
 ・ 「損害額=c × b」により算出し、Bに記入。  
 ・ 円未満切上げ。
- 5 残存価格 C 円  
 ・ 「残存価格=A - B」により算出し、記入。
- 6 り災率 D %  
 ・ 「り災率=B/A × 100」により算出し、記入。  
 ・ 小数点以下切捨て。

※A、B、C、Dについては、「り災物件明細書」に転記すること。  
 ※り災に係る市町村長、消防署長又は警察署長の証明にて全損・全壊の証明を受けている場合はり災率を100%とみなすため、り災率判定票は不要。

経年残存価格率表(最終残存価格率は20%)

築年数	残存価格率	築年数	残存価格率	築年数	残存価格率
1	0.98	11	0.82	25	0.58
2	0.97	12	0.80	30	0.50
3	0.95	13	0.78	35	0.42
4	0.93	14	0.77	40	0.33
5	0.92	15	0.75	45	0.25
6	0.90	16	0.73	50	0.20
7	0.88	17	0.72	55	
8	0.87	18	0.70	60	
9	0.85	19	0.68	65	
10	0.83	20	0.67	70	